（モビリティサービス推進課の所掌事務）

第四十五条　モビリティサービス推進課は、運送及び運送事業の発達、改善及び調整を図る観点からの総合的な交通体系の整備に関する事務のうち、モビリティサービス（情報通信技術その他の先端的な技術を活用して複数の交通機関の利用に係る予約、料金の支払その他の行為を一括して行うことができるようにするサービスその他の当該技術の活用により交通機関の利用者の利便を増進するサービスをいう。）の実施の推進に関するものをつかさどる。

第五十一条第一号中「第四条第一項第三十八号」を「第四条第三十八号」に改める。

第五十三条から第六十一条までを次のように改める。

第五十三条から第六十一条まで　削除

第七十一条中「九課」を「八課」に改め、「国際課」を削る。

第七十二条中第八号を第十一号とし、第二号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務に関する総合的な政策の企画及び立案に関すること。

三　土地・建設産業局の所掌事務に係る国際協力に関すること。

四　土地・建設産業局の所掌に属する国際関係事務で海外における我が国事業者の事業活動の推進に係るものに関すること。

第七十三条第一号中「国際課」を「総務課」に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条　削除

第七十七条、第七十九条第一号及び第八十条第八号中「国際課」を「総務課」に改める。

第二百十三条第一項中「各地方運輸局」を「北海道運輸局、東北運輸局、関東運輸局、北陸信越運輸局、中部運輸局、近畿運輸局、中国運輸局及び九州運輸局」に改める。

第二百二十二条を削る。

第二百二十三条第一項中「三人」を「二人」に改め、同条を第二百二十二条とする。

第二章第一節第二款中第二百二十四条の前に次の一条を加える。

（部の設置）

第二百二十三条　観光庁に、次の二部を置く。

国際観光部

観光地域振興部

第二百二十四条を次のように改める。

（国際観光部の所掌事務）

第二百二十四条　国際観光部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　国際観光の振興に関する基本的な政策（観光の振興を広範かつ一体的に推進するための基本的な方針を除く。第二百二十四条の七第二号において同じ。）の企画及び立案に関すること。

二　外国人観光旅客の来訪及び国際会議の誘致の促進その他の国際交流の推進による国際観光の振興に関すること（観光地域振興部の所掌に属するものを除く。）。

三　観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関すること。

第二百二十四条の三の見出し中「課」を「課及び参事官」に改め、同条第一項中「に、」の下に「国際観光部及び」を加え、「四課」を「三課」に改め、「国際観光課」を削り、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

２　国際観光部に、国際観光課及び参事官二人を置く。

第二百二十四条の五第七号中「こと（」の下に「国際観光部及び」を加え、「及び国際観光課」を削る。

第二百二十四条の七第三号を削り、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「（観光戦略課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　国際観光部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

第二百二十四条の七に次の一号を加える。

四　前三号に掲げるもののほか、国際観光部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第二章第一節第二款中第二百二十四条の九を第二百二十四条の十とし、第二百二十四条の八を第二百二十四条の九とし、第二百二十四条の七の次に次の一条を加える。

（参事官の職務）

第二百二十四条の八　参事官は、命を受けて、観光庁の所掌事務に係る国際機関及び外国の行政機関その他の者との連絡並びに国際協力に関する事務を分掌し、又は国際観光部の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

第二百五十三条第二項中「三人」を「四人」に改める。

（交通政策審議会令の一部改正）

第二条　交通政策審議会令（平成十二年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「公共交通政策部参事官」を「交通政策課」に改める。

附　則

この政令は、令和元年七月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第四十六号

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十六号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年十一月一日とする。ただし、同法第一条中貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第六十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第六十四条の改正規定並びに同法附則第一条の次に一条を加える改正規定の施行期日は、令和元年七月一日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
国土交通大臣　石井　啓一

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令及び麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和元年六月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三